

令和5年1月以降のベトナム向け輸出水産食品の 衛生証明書に係る成田空港での受取について

令和4年12月

農林水産省輸出・国際局

令和5年1月以降の対応について



- ベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書については、令和4年7月の農水省への業務移管以降、成田空港で交付を行っており、令和5年1月以降も引き続き、**成田空港で交付**します。
- 令和5年1月以降については、事業者の皆様の利便性向上のため、**申請先及び交付場所を以下のとおり変更**します。

- 空港内の受取場所は、「**成田空港合同庁舎2号棟1階**」（2ページ目参照）となります。【変更】
- 毎週**月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日**（連休等で休市日となる場合は除く）に、成田空港に受取場所を設けます（受取りを希望される場合は、**関東農政局へ事前連絡をお願いします。これ以外の曜日で、成田空港での受取りを希望される場合には、関東農政局へ3営業日前までに事前にご相談ください。**）
- 成田空港での受取可能時間は、当日9時までの申請分について、12時～15時です。申請に不備がある場合には、修正について連絡しますので速やかに対応ください。
- 一元的な輸出証明書発給システムにおける申請は、「**関東農政局(埼玉)**」、証明書受領場所は、「**成田空港**」となります。これまでの申請先「輸出・国際局」から変更となりますので、申請の際は御注意ください。【変更】

(参考) 証明書の受取場所 (成田空港合同庁舎 2号棟 1階)

合同庁舎のうち、2号棟 (税関庁舎) の方です



【出典】成田国際空港株式会社HPより貨物ターミナル地区構内交通動線図 (抜粋)